



2024年7月23日

各 位

会社名 T O N E 株式会社
代表者名 代表取締役社長 矢野 大司郎
(コード番号: 5967 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 井上 昌良
管理部長
(TEL 0721-51-1386)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年8月28日開催予定の第89回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会の招集権者および議長を取締役社長より、あらかじめ取締役会で定めた取締役に変更

株主総会の招集権者および議長を取締役社長としている現行定款第13条(招集権者および議長)を、あらかじめ取締役会で定めた取締役に招集権者および議長とするものと変更し、これにより株主総会の運営を柔軟に行えるようになるものであります。

(2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役の員数の変更

昨今の経営環境の変化に対し、取締役会の意思決定機能の強化を図るため、また、執行役員制度の整備による経営体制の変化により業務執行機能を執行役員が担うことで柔軟かつ迅速な業務を執行することを目的として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を現行の4名以内から3名以内に減員し、監査体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの向上を図るため、監査等委員である取締役の員数を現行の3名以内から4名以内に増員することとし、現行定款第17条(員数)につき所要の変更を行うものであります。

(3) 役付取締役の定め廃止および社長および役付執行役員等の定めの新設

当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して役割を明確化することで、取締役会の意思決定・監督機能を強化するとともに、より柔軟かつ迅速に業務を執行することを目的として、従来の雇用型執行役員制度に加え委任型執行役員制度を導入するとともに、社長その他の地位を執行役員としての役位であることを明確にいたします。これを定款上も反映すべく、現行定款第21条(役付取締役)の定めを廃止し、取締役における社長等の地位は執行役員の地位とするため、変更案第22条(社長および役付執行役員等)を新設するものであります。

また、これに伴い現行定款第4章の表題を変更するものであります。

(4) その他

上記変更に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第 13 条 株主総会は、 <u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>	第 13 条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u>
2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	2. 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がその議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u>
第 14 条～第 16 条 (条文省略)	第 14 条～第 16 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役、取締役会および執行役員
(員数)	(員数)
第 17 条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)は、 <u>4名以内とする。</u>	第 17 条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)は、 <u>3名以内とする。</u>
2. 当社の監査等委員である取締役は、 <u>3名以内とする。</u>	2. 当社の監査等委員である取締役は、 <u>4名以内とする。</u>
第 18 条～第 20 条 (条文省略)	第 18 条～第 20 条 (現行どおり)
(役付取締役)	(削除)
第 21 条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	第 21 条 (現行どおり)
第 22 条 (条文省略)	(社長および役付執行役員等)
(新設)	第 22 条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)または執行役員の中から、社長および役付執行役員等を選定することができる。</u>
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>社長</u> がこれを招集し、議長となる。
2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2. <u>社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
第 24 条～第 40 条 (条文省略)	第 24 条～第 40 条 (現行どおり)

3. 日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 2024年8月28日
- (2) 定款変更の効力発生日 2024年8月28日